

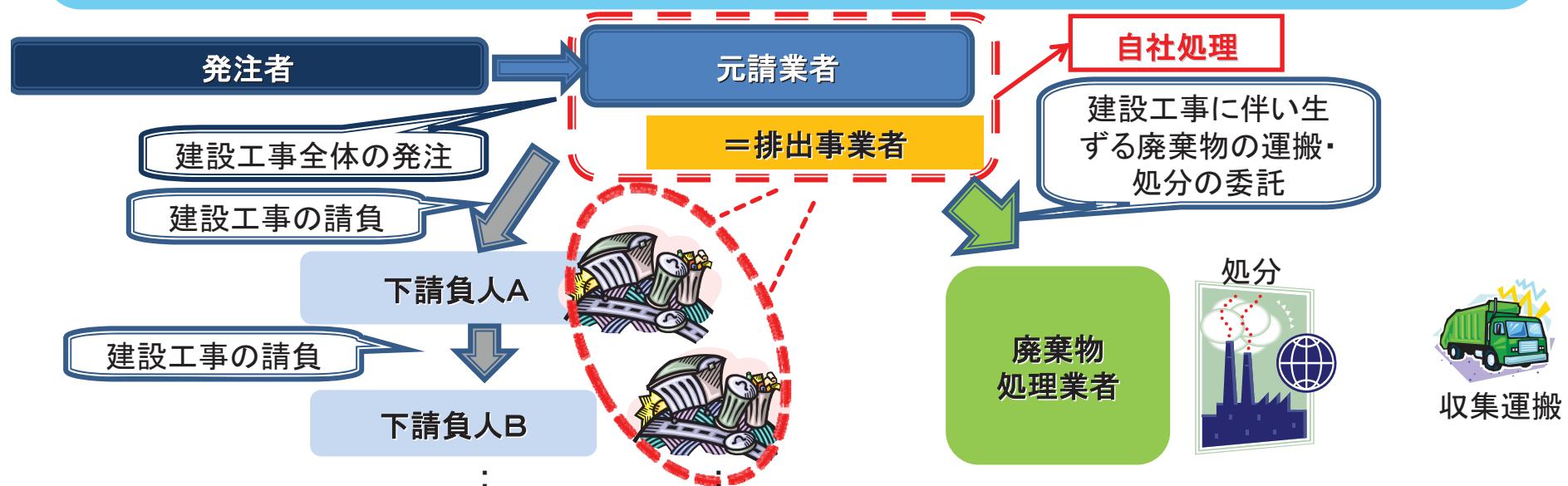
～建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について～

改正概要

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、その建設工事の元請業者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有するという原則を確立。

効 果

- 建設工事から生ずる廃棄物については、元請業者が、元請業者の廃棄物として自ら処理するか、その運搬・処分を許可業者に委託しなければならなくなる。
- 下請負人は、廃棄物を処理したり処理を委託するには、廃棄物処理業の許可を有していなければならなくなる。



排出事業者を明確にすることで、排出事業者責任の徹底を図り、
建設系廃棄物の不法投棄等を防止する。

法第21条の3(元請業者の定義)

第1項 土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律(略)の規定の適用については、当該建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)
の注文者から直接建設工事を請け負った建設業(建設工事を請け負う営業(その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。以下同じ。)を営む者(以下「元請業者」という。)を事業者とする。

建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化

第21条の3第2項～第4項の規定について

原則<第1項>

建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が排出事業者としての責任を有する。

効果

建設系廃棄物については、元請業者が元請業者の廃棄物として、

(1)自ら処理するか、(2)その処理を許可業者に委託しなければならない。

= 基本的に、下請負人は廃棄物処理業の許可を有して元請業者から適法な委託を受けた場合にのみ廃棄物処理が可能となる。



例外

第2項 下請負人による建設工事現場内での保管

保管を行う下請負人も保管基準に従わなければならぬこととし、適正な保管を担保



元請業者が、自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請負人が不適正な取扱いをしていた場合には、元請業者もその責任を負う(措置命令の対象となる)

第4項 元請業者からの委託を受けずに下請負人が行う委託

※ 元請業者の指示又は示唆により下請負人が委託を行う場合には、元請業者が下請負人に委託していることになる。このため、第4項のようなケースは例外的であるが、法的な措置が必要。

下請負人であっても処理の委託をする際には、委託基準に従い、マニフェストを交付しなければならないこととし、適正な処理委託を担保

第3項 下請負人による一定の廃棄物についての運搬

環境省令で定める廃棄物の運搬に限り、業許可を不要とするが、処理基準に従い運搬しなければならないこととし、適正な運搬を担保

(廃棄物の処分は元請業者又は元請業者の委託を受けた者が行う。)

建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化

第21条の3第3項の環境省令で定める廃棄物

- 一 次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物であるもの
 - イ 建設工事(建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。)であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの
 - ロ 引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの
- 二 次のように運搬される廃棄物であるもの
 - イ 1回当たりに運搬される量が1立方メートル以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの
 - ロ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設(積替え又は保管の場所を含み、元請業者が所有権を有するもの(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するもの)に限る。)に運搬されるもの
- ハ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの



運搬を行う下請負人は、当該運搬が法第21条の3第3項に規定する場合において行われる運搬であることを証する書面を携行しなければならない。

法第21条の3第3項の運搬であることを証する書面(参考)

(表面)		(裏面)	
		年 月 日	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の3第3項の規定により、下記の廃棄物については、 下請負人 が自ら運搬することとします。			
元請業者 住 所 氏名又は名称 電話番号	印	運搬を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
下請負人 住 所 氏名又は名称 電話番号	印	運 搬 を 行 う 従業員の氏名	
下請負人 住 所 氏名又は名称 電話番号	印	運搬車の車両番号	
		維持修繕工事の場合	
		当該廃棄物を生ずる維持修繕工事の元請負代金が500万円以下であることを誓約します。 元請業者の 氏名又は名称	
		印	
		瑕疵補修工事の場合	
		引 渡 年 月 日	年 月 日
		当該廃棄物を生ずる瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下であることを誓約します。 元請業者の 氏名又は名称	
		印	
備考			
1 元請業者及び下請負人の押印は、請負契約の基本契約書において定められた建設工事の責任者（工事事務所長等）又は当該基本契約書の締結者（支店長等）の押印又は署名で足りるものとする。 2 廃棄物の一回当たりの運搬量は、当該量が1m ³ 以下であることがわかるよう記載するものとし、数量での記載（例：豊一豊）でもよいものとする。また、フレコンバッグを用いて運搬する場合には、当該フレコンバッグの容量を記載するものとする。 3 運搬先の施設の所有権又は使用権原を有する旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の押印又は署名で足りるものとする。 4 使用する権原を有する施設とは、元請業者が第三者から貸借している場合のほか、下請負人又は中間処理業者から貸借している場合も含まれる。また、元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした廃棄物処理業者の事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に、下請負人が当該廃棄物を運搬する場合も含まれる。 5 維持修繕工事の請負代金の額又は瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下である旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の押印又は署名で足りるものとする。			
事業場の所在地			
発注者	氏名又は名称	住 所	
運搬する廃棄物の種類及び一回当たりの運搬量	種 類		
	量		
運搬先の施設の所在地			
運搬先の施設の所有権原又は使用権原	運搬先の施設の 所 有 権 原 又は 使用 権 原 を有することを誓約します。		
	元請業者の 氏名又は名称	印	

(日本工業規格 A列4番)

注)請負契約の基本契約書の写し等を併せて備え付けること。